



2025年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社船井総研ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 グループCEO 中谷 貴之  
(コード番号 9757 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役執行役員  
マネジメント本部本部長 春田 基樹  
(TEL. 06-6232-0130)

## 株式分割及び自己株式取得に係る事項の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年11月10日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げるることにより、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

2025年12月31日（水曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2025年12月30日（火曜日））最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもつて分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	50,000,000 株
② 今回の分割により増加する株式数	50,000,000 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	100,000,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	130,000,000 株 (変更なし)

### 3. 日 程

(1) 基 準 日 公 告 日	2025年12月16日 (予定)
(2) 基 準 日	2025年12月31日 (予定)
(3) 効 力 発 生 日	2026年1月1日 (予定)

### 4. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### 5. 配当について

本株式分割の効力発生日は2026年1月1日であるため、2025年12月31日を基準日とする2025年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

## 6. 株主優待制度について

株主優待制度については、株式分割後も変更せず、毎年6月末及び12月末の基準日に株主名簿に記録された、当社株式を100株（1単元）以上保有されている株主様を対象といたします。これにより、今回の株式分割後に100株以上保有の株主様は株主優待の対象となりますので、実質的な制度拡充となります。なお、本株式分割の効力発生日は2026年1月1日であるため、2025年12月31日を基準日とする株主優待制度は、株式分割前の株式数を基準とした現行の制度の適用となります。

## 7. 自己株式取得に係る事項の一部変更について

### （1）変更の理由

上記の株式分割に伴い、2025年8月8日付で開示いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載の「取得しうる株式の総数」を変更いたします。

### （2）変更の内容（下線部分は変更箇所を示しています。）

変更前	変更後
取得しうる株式の総数 <u>1,100,000株（上限）</u>	取得しうる株式の総数 <u>2,200,000株（上限）</u>

#### （ご参考）

2025年8月8日開催の取締役会における自己株式取得に関する決議内容

- （1）取得対象株式の種類 普通株式
- （2）取得しうる株式の総数 1,100,000株（上限）  
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.37%)
- （3）株式の取得価額の総額 2,500百万円（上限）
- （4）取 得 期 間 2025年8月12日～2026年7月31日
- （5）取 得 方 法 東京証券取引所における市場買付

以 上